

第8章 健康増進



けんこう応援隊



ぎのちゃん



わんくん



タムム



健康ススムくん

健診応援キャラクター



健診ジェンヌ



がじえ丸



はごろも健女

1. 健康増進事業

(健康増進法 平成14年 8月 2日法律第103号)

本市では健康な老後を過ごせるよう各種保健事業を実施しています。壮年期からの健康相談や運動指導などを40歳以上の方を対象に実施しています。なお、平成19年度末に老人保健事業が廃止され、平成20年度からは健康増進法に基づく、新たな健康増進事業（がん検診を含む）が実施されています。

事業内容

- (1) 健康教育事業
- (2) 健康手帳の交付事業
- (3) 健康相談事業
- (4) 健康診査事業
- (5) 訪問指導事業
- * (1) ~ (5) 健康増進事業費補助金 (交付基準額の県2/3補助金)

(1) 健康教育事業 健康増進法 財源 (県2/3 : 市1/3)

①健康教育 教室・講話等実施状況

平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康増進法第17条」を根拠法とし、集団健康教育と個別健康教育の2つに大別して実施しておりましたが、一次予防として運動の必要性が求められているため、集団健康教育の各種健康教室に重点を置いて健康づくり事業を一体化し、個別健康教育は二次予防として健康相談等に対応することとしています。

表1. 教室・講話等実施状況 (単位：回・人)

教室名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員	開催回数	延人員
ミニデイ他健康講話	4	80	8	125	3	102	20	423	9	128
健康ステップアップ教室	16	173	16	137	8	114	-	-	-	-
水中運動教室	27	514	27	388	-	-	-	-	-	-
スロージョギング教室	3	39	4	83	-	-	-	-	-	-
筋トレ・ストレッチ教室	24	338	12	361	-	-	-	-	-	-
トランポ・ロボックス教室	8	195	-	-	-	-	-	-	-	-
メタボ運動教室	-	-	-	-	23	340	-	-	-	-
HELIMAS教室	-	-	-	-	-	-	6	55	6	25
フィットネス教室	-	-	-	-	-	-	16	138	10	108
ウォーキング教室	-	-	-	-	2	18	0	0	0	0
合計	82	1,339	67	1,094	36	574	42	616	25	261

*平成28年度マイナス3キロ教室は単年度事業でした。

*平成30年度より、筋トレ・ストレッチ教室をメタボ予防教室に変更して実施しました。

*令和元年度より、ウォーキング大会前にウォーキング教室を実施しました。

*令和2年度より、健康ステップアップ教室（委託）をHELIMAS教室（自前）へ、また、メタボ運動教室をフィットネス教室へ名称変更しました。

②食生活改善推進員養成・育成事業

本市では、栄養及び食生活改善の活動を推進し、市民の健康福祉の向上の為、食生活改善推進協議会活動・運営を支援しています。

毎月1回の全体での定例会・各グループでの定例会を設け、おやこの食育事業・ヘルシーメニューの紹介・食に関する勉強会・男性料理教室・自主活動・食改菜園・市が主催する各種健康教室へ協力などを行っています。

表2. 宜野湾市食生活改善推進員 (単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
養成講座修了者	9	—	7	—	2
推進員	66	66	58	61	57

表3. 自治会別人数 (単位：人)

自治会名	人数	自治会名	人数	自治会名	人数
野嵩1区	4	伊佐区	2	長田区	4
野嵩2区	1	大山区	3	宜野湾区	3
野嵩3区	2	真志喜区	2	愛知区	8
普天間1区	0	宇地泊区	3	中原区	5
普天間2区	0	大謝名区	5	大謝名団地	1
普天間3区	0	嘉数区	4	嘉数ハイツ	0
新城区	4	真栄原区	3	上大謝名	0
喜友名区	0	我如古区	3	合計	57

③健康づくり推進員養成・育成事業

平成20年度から健康づくり推進員養成講座を開催し、地域における健康づくりのリーダーを養成しています。

健康教育事業や健康づくり事業への協力、健診未受診者への受診勧奨など、市民の健康保持・増進を地域と密着し推進するために活動しています。また、自主活動として、毎週ウォーキングdayに取り組んでいます。

表4. 宜野湾市健康づくり推進員 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養成講座修了者	—	7	—	1	—
推進員	26	24	27	26	19

表5. 自治会別人数 (単位：人)

自治会名	人数	自治会名	人数	自治会名	人数
野嵩1区	0	伊佐区	1	長田区	4
野嵩2区	0	大山区	1	宜野湾区	1
野嵩3区	0	真志喜区	0	愛知区	1
普天間1区	0	宇地泊区	0	中原区	1
普天間2区	1	大謝名区	2	大謝名団地	0
普天間3区	0	嘉数区	2	嘉数ハイツ	1
新城区	1	真栄原区	0	上大謝名	0
喜友名区	0	我如古区	3	合計	19

健康づくり推進員が配置されていない自治会もあるため、今後、全自治会への健康づくり推進員配置に取り組んでまいります。

(2) 健康手帳の交付事業 --- 健康増進法

健康手帳は健診結果の記録のほか、健康相談時に活用するなど市民の健康管理に役立てています。

平成29年度より補助対象外となり事業を廃止しましたが、市独自で健診結果・体重・血圧測定記録票用紙を作成し、検査数値の変化・食事等に関する資料を綴るファイルを配布しています。

(3) 健康相談事業 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

市民の心身の健康に関する相談に応じ、個々に応じた必要な指導及び助言を行っています。

総合健康相談は、40～64歳を計上しており、一般健康相談は、40歳未満と65歳以上を計上しています。

重点健康相談（糖尿病、病態別相談）は、総合健康相談と併行して実施しています。

表6-1. 健康相談実施状況

(単位：回・人)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	開催回数	被指導延人員	開催回数	被指導延人員	開催回数	被指導延人員	開催回数	被指導延人員	開催回数	被指導延人員	
総合健康相談	26	34	27	27	17	20	17	18	2	2	
重点健康相談	糖尿病	41	59	26	31	28	33	40	45	57	74
	病態別相談	161	246	149	193	106	194	132	277	162	313
	小計	202	305	175	224	134	227	172	322	219	387
合計	228	339	202	251	151	247	189	340	221	389	

参考：令和4年度地域保健・健康増進事業報告集計結果

表6-2. 一般健康相談実施状況

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般健康相談	255	367	372	348	293

※一般健康相談は、保健相談センターでの自発来所により実施した相談件数を計上しています。

(4) 健康診査事業

市民の健やかな生活並びに生活習慣病の予防および介護を要する状態などの予防の一環として健診を実施しています。健診は市民が近医で受診できる個別健診と公民館や市役所、市立体育館等で実施する集団健診のいずれかを受診する事ができます。

① 健康診査の受診状況

表7. 40歳未満の受診状況 --- 国保加入者外 財源（市10/10） （単位：人・％）
 --- 国保加入者 財源（国10/10 平成27年度より）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	29,327	29,117	29,220	29,017	28,436
受診者数	1,015	816	771	700	635
受診率	3.5%	2.8%	2.6%	2.4%	2.2%

参考：令和4年度地域保健・健康増進事業報告集計結果

平成25年度より市県民税特別徴収者であっても事業所などで受診する機会がない市民がいることから40歳未満の全市民へ通知対象を拡大しています。

表8. 40歳以上の受診状況 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3） （単位：人・％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	1,798	1,894	1,959	2,033	2,077
受診者数	166	150	166	113	144
受診率	9.2%	7.9%	8.5%	5.6%	6.9%

参考：令和4年度地域保健・健康増進事業報告集計結果

平成20年度に老人保健法が高齢者医療の確保に関する法律に改正された事により、40歳以上の住民基本健診は生活保護受給者の方のみの受診となりました。

② 骨粗鬆症検診 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

早期に骨量減少者を発見し、適切な保健指導や栄養指導等または早期治療へつなげ、寝たきりの原因となる骨折を予防することを目的として実施します。

対象者は、40～70歳までの5歳節目年齢の女性に限定しています。

表9. 骨粗鬆症検診の受診状況

(単位：人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者数		79	54	40	45	24
結果	要精密検査	8	8	2	0	2
	要指導	21	16	10	9	8

参考：令和4年度地域保健・健康増進事業報告集計結果

③ 肝炎ウイルス検診 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

肝炎ウイルス感染を発見し、必要に応じ医療機関へつなげることにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、肝炎の進行を遅延させることを目的として実施します。

満40歳以上の市民で過去に当該検査を受けたことがない方を対象としています。

表10. 肝炎ウイルス検査の受診状況

(単位：人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
受診者数	C型	431	661	601	518	445	
	B型	414	643	593	507	434	
結果	C型	感染の可能性が高い	1	4	2	1	0
		陽性	6	11	9	2	4
	B型	陰性	408	632	584	505	430

参考：令和4年度地域保健・健康増進事業報告集計結果

④ がん検診 --- 健康増進法 財源（地方交付税措置）

肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診を受診することにより、異常の早期発見、早期治療につなげます。国の指針を参考に、令和4年度より胃がん、大腸がん検診対象者の見直しを行いました。

ア. 40歳以上のがん検診

表11-1. 胃・肺・大腸がん検診の受診状況

(単位：人・%)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
胃がん	対象者数	52,053	50,950	51,865	52,642	46,276	
	受診者数	3,987	3,617	3,666	2,784	2,538	
	受診率	7.7%	7.1%	7.1%	5.3%	5.5%	
	精密検査	対象者数	155	187	172	133	109
		受診者数	102	98	78	65	42
		受診率	65.8%	52.4%	45.3%	48.9%	38.5%
	がん発見者数	3	1	5	0	1	
肺がん	対象者数	52,053	50,950	51,865	52,642	46,276	
	受診者数	5,484	5,192	5,027	4,150	3,883	
	受診率	10.5%	10.2%	9.7%	7.9%	8.4%	
	精密検査	対象者数	173	187	175	116	185
		受診者数	101	98	107	56	87
		受診率	58.4%	52.4%	61.1%	48.3%	47.0%
	がん発見者数	0	1	0	0	1	
大腸がん	対象者数	52,053	50,950	51,865	52,642	46,276	
	受診者数	5,242	4,982	4,915	4,105	3,912	
	受診率	10.1%	9.8%	9.5%	7.8%	8.5%	
	精密検査	対象者数	460	429	407	322	317
		受診者数	150	105	124	110	83
		受診率	32.6%	24.5%	30.5%	34.2%	26.2%
	がん発見者数	2	1	0	5	3	

参考：令和4年度地域保健・健康増進事業報告集計結果

- ・胃がん検診は、胃平成28年度指針の一部改正によりバリウム検査および胃カメラ検査を含めた受診者数となっています。（平成28年4月 がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針の一部改正）
- ・平成25年度より市県民税特別徴収者であっても事業所などで受診する機会がない市民がいることから40歳以上の全市民へ通知対象を拡大しています。
- ・令和4年度より、胃がん・大腸がん検診対象者年齢を16歳以上から40歳以上へ変更しています。

表11-2. 乳がん・子宮頸がん検診の受診状況

(単位：人・%)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
乳がん	対象者数	26,514	26,991	27,472	27,872	28,106	
	受診者数	2,425	2,252	2,316	1,759	1,952	
	受診率	17.0%	17.2%	17.0%	14.6%	13.2%	
	精密検査	対象者数	200	196	182	156	198
		受診者数	144	157	148	113	147
		受診率	72.0%	80.1%	81.3%	72.4%	74.2%
		がん発見者数	4	6	5	4	7
子宮がん	対象者数	38,988	39,395	39,907	40,267	40,292	
	受診者数	3,684	3,366	3,589	3,115	3,219	
	受診率	18.1%	17.9%	17.7%	16.6%	15.7%	
	精密検査	対象者数	107	92	92	91	137
		受診者数	65	50	51	51	47
		受診率	60.7%	54.3%	55.4%	56.0%	34.3%
		がん発見者数	1	0	0	0	2

参考：令和4年度地域保健・健康増進事業報告集計結果

乳がん・子宮がん検診の対象者は、前年度未受診者で、子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上の方です。受診率の算出方法は、以下に示す通りです。

乳がん・子宮頸がんの受診率

$$= ([前年度受診者数 + 当該年度受診者数] - 2年連続受診者数) / (当該年度の対象者数)$$

イ. 39歳以下のがん検診

表12. 胃・大腸がん検診の受診状況

(単位：人・%)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
胃がん	対象者数	29,327	29,117	29,220	29,017	28,436
	受診者数	299	251	195	174	154
	受診率	1.0%	0.9%	0.7%	0.6%	0.5%
大腸がん	対象者数	29,327	29,117	29,220	29,017	28,436
	受診者数	404	338	326	261	232
	受診率	1.4%	1.2%	1.1%	0.9%	0.8%

胃がん検診は、平成28年度指針の一部改正によりバリウム検査及び胃カメラ検査を含めた受診者数となっています。(平成28年4月 がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針の一部改正)

尚、国の指針を参考に、令和4年度より胃がん・大腸がん検診対象者を16歳以上から40歳以上へ見直ししています。

(5) 訪問指導事業 --- 健康増進法

財源 (県2/3 : 市1/3)

表13. 成人訪問指導

(単位：件数)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問件数	34	45	57	59	28

参考：令和4年度地域保健・健康増進事業報告集計結果

訪問指導が必要な方やそのご家族へ、訪問による指導助言を行ないます。成人訪問指導では特定保健指導以外の40歳から64歳の訪問件数(地域保健・健康増進法による)を計上しています。主に健診結果から生活習慣改善が必要な方、再検査や精密検査、治療が必要な方、ご本人やご家族より訪問指導の希望があった方を訪問しています。

平成29年度は12人の保健師が地区担当として家庭訪問を実施し、対象者と家族を含めた保健指導を行っています。

令和元年度から、12人の地区担当保健師を母子担当8人、成人担当4人に分け家庭訪問活動を行っています。

表14. 地区担当保健師の訪問指導 (単位：件)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問指導種別	感染症	0	0	0	0	0
	結核	0	0	0	0	0
	精神	50	34	6	17	16
	心身障害	22	13	9	4	14
	成人	39	42	1	31	20
	妊産婦	443	375	292	265	198
	未熟児	69	45	46	31	29
	乳児	314	272	221	203	161
	幼児	119	87	61	67	37
	特定疾患	1	2	3	2	1
	他の疾患	0	0	0	0	0
	その他	49	69	40	22	11
訪問指導延件数		1,106	939	679	642	487

参考：「令和3年度家庭訪問年報」集計結果

市町村新任保健師等育成事業：実施期間平成23年4月～平成26年3月（3カ年計画）

感染症予防事業費等国庫負担（補助） 財源（国1/2・市1/2）

平成25年度：「宜野湾市新任保健師育成マニュアル」作成

2. 女性特有のがん検診推進事業

感染症予防事業費等国庫負担（補助） 財源（国1/2：市1/2）

平成21年度から特定の年齢に達した女性に対して、「子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳」及び検診費用が無料となる「がん検診無料クーポン券」を送付し、受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発を図り、健康保持・増進に寄与することを目的とし実施しました。令和元年度からは、無料クーポンを廃止し、従来の「乳がん・子宮頸がん検診」へ一本化して実施しています。

表15. 子宮頸がん検診 H26～30年度 :20歳 (単位：人・%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者	539	572	555	559	542
受診者	33	48	52	57	45
受診率	6.1%	8.4%	9.4%	10.2%	8.3%

表16. 乳がん検診 H26～30年度 :40歳 (単位：人・%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者	793	776	804	726	669
受診者	137	146	181	132	137
受診率	17.3%	18.8%	22.5%	18.2%	20.5%

3. 特定健診・保健指導事業

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年第80号）財源（国負担1/3，県負担1/3，市負担1/3）
40～74歳の国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病
予防のための特定健診・特定保健指導を行います。

（1）特定健康診査受診状況

表17. 特定健診の受診状況 対象者：40歳～74歳の国民健康保険加入者 （単位：人・%）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	法定報告	法定報告	法定報告	法定報告	令和4年5月末現在
対象者数	14,538	14,199	14,088	14,266	15,816
集団健診	1,195	1,137	800	970	917
個別健診	3,770	3,687	3,870	3,360	3,348
合計	4,965	4,824	4,670	4,330	4,265
受診率	34.2%	34.0%	33.1%	30.4%	27.0%

老人保健法が高齢者医療の確保に関する法律に改正された事に伴い、平成20年度から保険者（市町村国民健康保険）に、特定健康診査・特定保健指導が義務づけられました。

平成29年度～令和2年度は法定報告、令和3年度は令和4年5月末現在のデータとなっています。

※「法定報告」とは、保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健診等の実施に関する結果報告のこと。保険者は、支払い基金に対し毎年度、当該年度の末日における特定健診等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を当該年度の翌年度の11月1日までに報告しなければならず、特定健診等の実施年度途中における国保加入者及び脱退等の異動者は、報告対象より除外となります。

表18. 国保人間ドック受診者数 （単位：人）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者数	2,234	2,033	1,994	1,332	1,557

※表17.の個別健診の数に含まれます。

表19. 特定健診診査受診率向上事業

平成20年度より特定健診・特定保健指導が導入されましたが、本市の健診受診率は県平均と比較して低く推移しています。市民への事業周知及び健康意識向上のため、効果的に特定健診受診率向上に取り組めるよう、事業見直しを行いながら事業を実施しています。

①平成25年度～令和元年度：受診率向上に取り組んだ自治体を表彰し、報奨金を授与。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診率上位自治会	3	3	3
受診者増加自治会	12	9	10
執行額(円)	385,000	280,000	280,000

②令和3年度：子どもの活動団体を対象とし、受診率向上に寄与した団体へ報奨金交付。

年度	令和3年度
参加団体	6団体
特定健診受診者数(国保)	17人
がん検診受診者数(全対象)	34人

③令和4年度：特定健診受診者(40歳～74歳)に対して商品券3,000円分交付事業開始。

(2) 特定保健指導実施状況

表20. 特定保健指導の実施状況

(単位：人・%)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		法定報告	法定報告	法定報告	法定報告	令和4年5月末現在
動機付け支援	対象者	468	477	457	463	427
	終了者	262	294	318	284	268
	実施率	56.0%	63.7%	69.6%	61.3%	62.8%
積極的支援	対象者	253	229	241	225	246
	終了者	76	109	115	99	40
	実施率	30.0%	43.7%	47.7%	44.0%	16.3%
合計	対象者	721	706	698	688	673
	終了者	338	403	433	383	308
	実施率	46.9%	57.2%	62.0%	55.7%	45.8%

特定健診の結果は一律の基準で3段階（情報提供・動機付け支援・積極的支援）に階層化され、メタボリックシンドロームを予防、または、改善するため、専門スタッフによる生活習慣改善のためのサポートが無料で受けられます。

平成29年度～令和2年度は法定報告、令和3年度は令和4年5月末現在のデータとなっています。

表21. 二次健診実施状況

(単位：人)

検査案内対象群		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保健指導対象者	受診者	58	64	66	53	46
生活習慣病予備軍	受診者	10	9	16	2	6

平成20年度より、特定健診受診者のうち特定保健指導対象者及び生活習慣病予備軍を対象に、生活習慣改善及び心血管疾患・糖尿病による重症化予防への早期介入の手段として二次健診（詳細健診）を案内しています。

【補足】二次健診：動脈硬化による血管の状態や、糖代謝及び腎臓の障害などについて詳しく知ることができる検査です。（検査項目：①75g糖負荷試験 ②頸動脈エコー検査 ③微量アルブミン検査）

表22. 運動指導業務委託実施状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用件数（件）	63	83	42	35	29
利用者実人数（人）	27	34	19	19	15

平成23年度より、特定保健指導の対象となった方で運動習慣がない者に対し、スポーツクラブ等での運動指導を実施することで、運動の動機付けと運動習慣を定着することを目的として実施している。 ※施設利用は3月上限とし、利用した月数を件数とする。

表23. 糖尿病性腎症重症化予防事業実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業該当者数（人）	75	261	373	173
支援実施人数（人）	49	139	183	108
対象者基準（HbA1c）	8.0以上	8.0以上	7.0以上	7.0以上

平成30年度より糖尿病の重症化予防と人工透析への移行防止を目的とし開始いたしました。

市内糖尿病専門医やかかりつけ医と連携し、専門スタッフが個人に合わせた食事療法、運動療法のサポートを行い、糖尿病や腎機能重症化予防に取り組みます。

4. 健康ぎのわん21（第2次）について

根拠法（健康増進法 第8条第2項、努力義務）

（1）「健康ぎのわん21（第2次）」計画の概要

本市の健康増進計画として、平成16年度から「健康ぎのわん21」が開始されました。平成20年度の間評価を経て、平成25年度に最終評価を行い、健康ぎのわん21（第2次）を策定し平成30年度、第2次計画中間評価を行いました。本計画は、「全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせる都市」をめざして、住み慣れた地域で安心して生活できる都市を作っていくことを目的としています。

計画の基本目標として〔1〕健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進、〔2〕働き盛りの健康増進と早世の予防を掲げ、重点施策である肥満対策の強化に加え、以下の8分野において計画を推進していきます。

- ①栄養・食生活、②身体活動・運動、③健康診査・生活習慣病、④妊娠・子育て、
⑤こころの健康・休養、⑥飲酒、⑦喫煙、⑧歯・口腔の健康

（2）「健康ぎのわん21」の部会別推進状況

部会	主な事業内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
食生活	1) 食生活改善推進員育成事業										
	* 主体活動	99	561	72	515	81	538	74	425	60	366
	* ①主体事業	27	647	21	445	12	307	11	197	5	152
	* ②受託事業	5	992	9	167	7	97	5	164	10	139
	* ③協力事業	32	1,982	26	1,859	44	1,509	31	1,137	12	411
運動	1) 美らがんじゅう体操DVD・CD配布	-	418	-	499	-	722	-	512	-	205
	2) 美らがんじゅう体操活動普及	260	6,651	274	7,434	238	9,297	180	3,924	152	3,247
	3) はごろもウォーキング大会	1	180	1	386	1	472	-	-	-	-
	4) ウォーキングマップの作成、配布	-	111	-	160	-	212	-	2,387	-	274
休養・心・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や職員を対象に、メンタルヘルスの講演会、研修会の実施 ・こころの健康に関する相談（電話・来所・家庭訪問） ・健康づくり市民大会において飲酒に関するパネルの展示（平成30年度まで実施） ・アルコール依存症に関する相談（電話・来所・家庭訪問） ・こうのとり倶楽部（両親学級）の中で妊娠中のアルコールの注意点を指導 ・集団健康教育等で、休養及び心の健康に関する講話を実施 										
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの害に対するポスターや禁煙方法等についてのポスター展示やチラシの配布 ・ホームページによる禁煙及び禁煙外来の普及啓発、健診会場においてパネルの展示 ・親子健康手帳交付時、禁煙、受動喫煙に対する個別指導 										
歯	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病予防に関するパネル及びポスターの掲示 ・健康づくり市民大会において、歯科検診や歯磨き指導、フッ素塗布を実施（平成30年度まで実施） ・妊産婦の歯周病予防のリーフレットを親子健康手帳交付時に配布 										

* 「主体活動」は定例会や理事会の開催、部会活動、研修会への参加。

* ①「主体事業」は男性料理教室、ママの料理教室、畑を活用したこどもの食育等。

* ②「受託事業」は財団法人日本食生活協会・沖縄県食生活改善推進員連絡協議会・沖縄県保健医療福祉事業団からの受託を受けて、生活習慣病予防のための減塩推進スキルアップ事業、おやこの食育教室、いきいき健康づくりヘルスアップ事業、食育活動事業を実施。

* ③「協力事業」は、ウォーキング大会及び集団健診、介護予防事業等、市の事業に協力。

* 平成30年度で市民大会廃止。月間週間などに合わせて保健相談センター等でパネル展示を実施。

* SNS等情報発信、HPの更新

5. 地域健康づくり支援事業

注) オリジナル健康体操の普及事業（はごろもウォーキング大会含む）は平成22年度より地域健康づくり支援事業へ事業統合しました。

(1) オリジナル健康体操の普及事業

①事業の目的

肥満に起因する生活習慣病を予防するために、子供から高齢者まで実施可能かつ肥満解消に有効な筋肉運動を取り入れた体操プログラムを開発し、オリジナル健康体操を制作しました。

また、『早寝早起き 朝ごはん食べて』や『ちょっと待ってメタボリック気をつけて』など、生活習慣や健康を意識した歌詞を盛り込んでおり、家庭や地域で楽しくからだを動かしながら健康へ関心を高められるよう市民へ普及しています。

②事業の内容

平成19年度に開発・制作した宜野湾市オリジナル健康体操「美らがんじゅう体操～ちょっと待って！メタボリック！気をつけ隊～」を地域や様々なイベント、健康教育事業等で健康増進課の職員や健康づくり推進員が体操を指導し、その他普及PR用のDVD・CDを作成・配布するなどの普及活動を展開しています。

*平成21年度には、「第63回全国レクリエーション大会INながさき」ご当地体操コンテストにエントリーし、『メタボにさよならで賞』を受賞しました。

*平成22年度には、低体力者や生活活動量の少ない方でも気軽に楽しく取り組める「らくらく編」を考案し、DVDのPart 2（らくらく編&体操普及映像付）と体操DVD付CDを制作・普及しています。

*平成24年度には、美らがんじゅう体操の曲のほかにラジオ体操第1・第2も収録したPart3のCDを作成し、市内各所に配布しました。

*平成26年度は健康都市宣言50周年記念として、美らがんじゅう体操コンテストを実施しました。市職員を対象に毎週金曜日の始業前に美らがんじゅう体操を実施しました。

*令和2年度は、NHK沖縄放送局「ちゅらTV」で美らがんじゅう体操やお家でできる筋トレなどを放送しました。

③普及状況

(単位：人)

実施場所		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
各種健康教育事業	実施回数	16	16	36	36	25
	参加人数	173	137	561	505	263
老人福祉センター	実施回数	23	23	21	15	10
	参加人数	920	920	1,260	830	200
自治会（区民運動会等）	実施回数	184	192	192	78	72
	参加人数	4,258	4,440	5,580	1,795	1,663
保育園・小学校	実施回数	0	0	2	1	1
	参加人数	0	0	658	160	150
イベント・その他（通いの場、ウォーキングday）	実施回数	37	5	9	49	44
	参加人数	1,300	950	1,272	652	971
合計	実施回数	260	236	260	179	152
	参加人数	6,651	6,447	9,331	3,942	3,247

*市内イベントである、健康・福祉都市づくりフェア、はごろも祭り、交通安全キャンペーン市内一周駅伝大会等での普及活動は、参加人数が不特定多数のため集計には含めておりません。実施回数のみ集計しています。

(2) はごろもウォーキング大会

①事業の目的

健康ぎのわん21（第2次）が目指す「全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせる都市」を目指して、市民に運動習慣を定着させることを目的としています。ウォーキングは、老若男女問わず実施できる運動であり、生活習慣病の予防や体脂肪燃焼など運動効果が期待されます。

また、大会をきっかけに多くの市民が身体を動かす楽しみを実感し、健康への認識を高め、運動の継続を推進します。

(単位：人)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大会場所	ぎのわん 海浜公園周辺	宜野湾市立 グラウンド	宜野湾市立 グラウンド	中止	中止
参加人数	180	386	472		

*平成27年度より開催場所と時間を変更しました。

*平成29年度より健康づくり市民大会と同時開催。

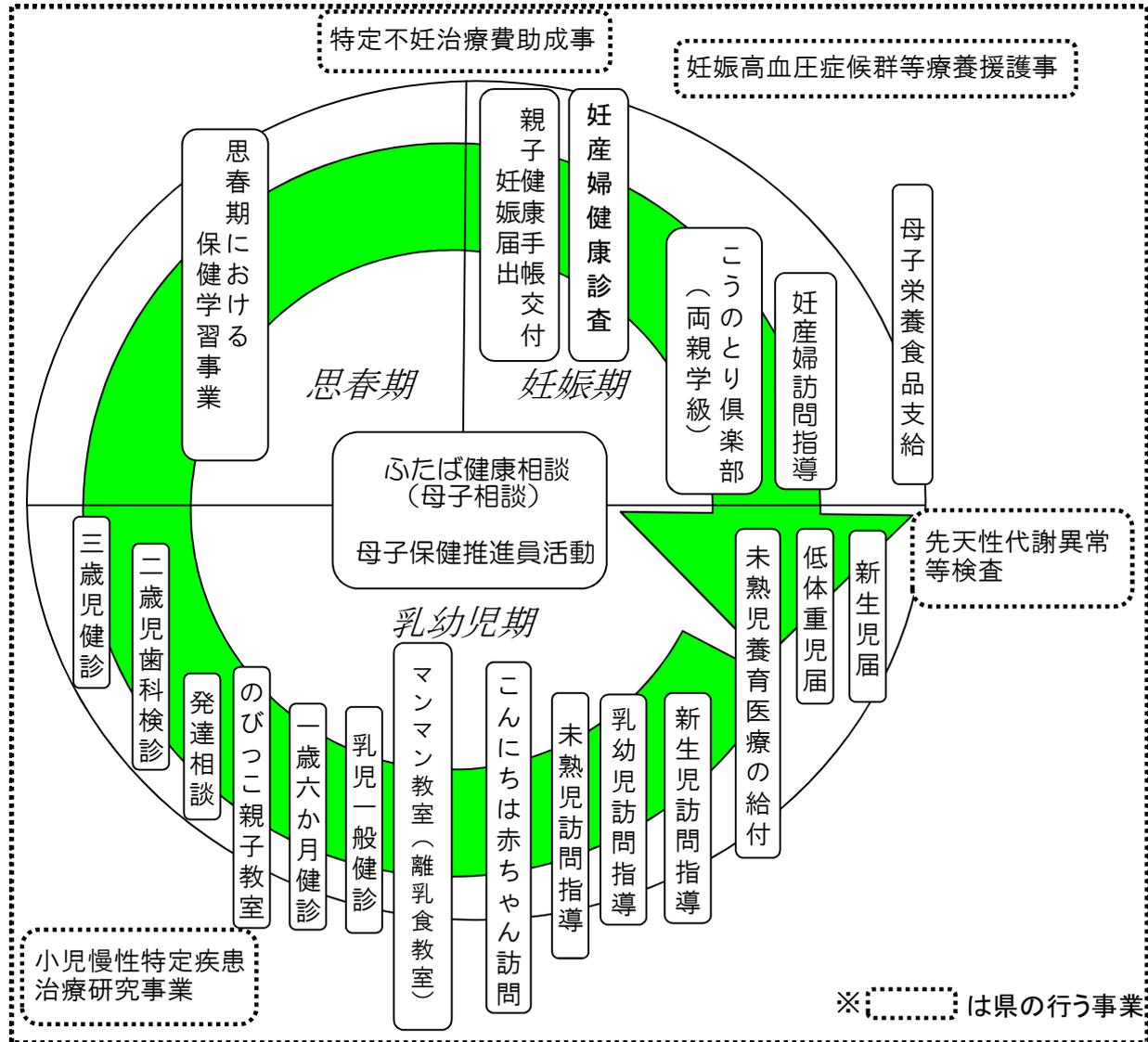
*令和元年度より産業まつりと同日開催。

*令和2年度、令和3年度はコロナ感染拡大により開催中止しました。

6. 母子保健事業

本市は、母子保健法に基づき、母子の健康の保持増進、食育の推進、思春期保健対策の充実等、すべての親子がいきいきと安心して暮らせるよう数々の事業を展開しています。

(1) 宜野湾市の母子保健体系図



(2) 人口動態 資料：衛生統計年報令和3年4月発行 (各年末 単位：人・‰・%)

		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
		県	本市								
出生	数	16,617	1,281	16,217	1,241	15,732	1,157	14,902	1,136	14,943	1,183
	率	11.6‰	13.4‰	11.3‰	12.8‰	11.0‰	12.1‰	10.4‰	11.8‰	10.3‰	12.1‰
乳児死亡	数	31	4	41	3	24	3	19	2	39	1
	率	1.9‰	3.1‰	2.5‰	2.4‰	1.5‰	2.6‰	1.3‰	1.8‰	2.6‰	0.8‰
新生児死亡	数	0	0	22	2	11	3	8	0	19	1
	率	0.0‰	0.0‰	1.4‰	1.6‰	0.7‰	2.6‰	0.5‰	0‰	1.3‰	0.8‰
周産期死亡	数	63	7	62	3	53	4	36	8	52	2
	率	3.8‰	5.4‰	3.8‰	2.4‰	3.4‰	3.5‰	2.4‰	7.0‰	3.5‰	1.7‰
死産	数	434	34	428	36	382	33	370	31	323	23
	率	25.5‰	25.9‰	25.7‰	28.2‰	23.7‰	27.7‰	24.2‰	26.6‰	21.2‰	19.1‰
低体重児(2,500g未満)	数	1,873	121	1,798	152	1,728	122	1,662	119	1,628	122
	率	10.9%	9.4%	11.1%	12.2%	11.0%	10.5%	11.2%	10.5%	10.9%	10.3%

(3) 親子(母子)健康手帳(母子保健法第16条)・妊産婦健康診査(母子保健法第12条)状況

平成21年度から、母子健康手帳の名称が親子健康手帳となりました。妊娠の届出後、親子(母子)健康手帳の交付を受け、別冊の妊婦健康診査受診票で健診を公費で受けることができます。平成20年4月から公費負担による健診回数が2回から5回に拡充され、平成21年4月からは更に14回に増えました。検査項目も増え充実した内容になっています。また、令和3年度より産婦健康診査も公費で受けられるようになりました。

①親子健康手帳交付状況

	親子健康手帳の交付	総数	妊娠週数					出産後交付	再交付数	双胎以上の数(再掲)	外国人への交付
			満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	不詳				
平成29年度	交付	1,281	1,141	109	11	4	2	14	19	22	22
	(年齢別) (再掲)	19歳以下	31	19	8	2	2	0		1	0
		35歳以上	152	143	7	2	0	0		6	3
平成30年度	交付	1,154	1,022	116	6	3	0	7	17	16	18
	(年齢別) (再掲)	19歳以下	36	27	8	0	1	0		0	0
		35歳以上	116	106	10	0	0	0		3	1
令和元年度	交付	1,258	1,061	173	8	5	0	11	19	15	26
	(年齢別) (再掲)	19歳以下	40	27	8	3	2	0		0	0
		35歳以上	328	289	36	3	0	0		7	8
令和2年度	交付	1,247	1,112	117	8	5	0	5	13	20	26
	(年齢別) (再掲)	19歳以下	24	20	3	1	0	0		0	0
		35歳以上	328	310	18	0	0	0		6	3
令和3年度	交付	1,116	996	108	6	2	0	4	5	15	13
	(年齢別) (再掲)	19歳以下	24	19	3	2	0	0		0	0
		35歳以上	264	232	32	0	0	0		4	1

※再掲の35歳以上は、高年産婦の定義集計から県統計集計方法(単純に35歳以上)で集計しています。

②-1妊婦健康診査等実施状況

(各年度末 単位:人)

	妊婦健診受診票発行冊数		受診者数	異常なし	有所見者数	有所見者内訳(延数)					
						妊娠高血圧症	糖尿	糖負荷	貧血	尿所見有	その他
平成29年度	1,264	第1回目	1,233	980	253	2	22	3	73	103	74
		第2回目	1,187	954	233	1	3	5	40	116	87
		第3回目	1,234	565	669	6	99	78	475	104	120
		第4回目	1,225	568	657	2	20	36	467	113	167
		第5回目	1,155	612	543	4	11	23	337	117	179
平成30年度	1,131	第1回目	1,137	831	306	1	13	1	64	182	85
		第2回目	1,122	823	299	0	2	1	49	167	104
		第3回目	1,144	488	656	3	74	55	414	131	143
		第4回目	1,118	438	638	3	16	15	443	145	178
		第5回目	1,099	515	574	3	8	12	335	143	237
令和元年度	1,232	第1回目	1,212	851	361	2	17	4	77	208	106
		第2回目	1,062	745	317	5	3	2	64	179	96
		第3回目	1,004	392	666	5	117	86	441	155	140
		第4回目	999	418	656	3	31	33	458	146	184
		第5回目	1,067	479	588	7	15	13	336	152	253
令和2年度	1,222	第1回目	1,195	792	402	2	20	11	72	257	81
		第2回目	1,131	792	337	1	5	3	62	233	54
		第3回目	1,188	523	662	5	100	52	428	180	143
		第4回目	1,206	521	681	6	38	35	462	204	136
		第5回目	1,149	522	622	10	13	10	345	185	230
令和3年度	1,097	第1回目	1,127	763	364	2	13	4	57	246	70
		第2回目	1,070	790	280	0	7	6	44	191	62
		第3回目	1,099	508	591	0	81	25	379	126	103
		第4回目	1,070	468	602	0	26	21	414	139	143
		第5回目	1,060	504	556	5	9	7	340	105	235

※妊婦健診の9-1回～9-9回については当初、沖縄県妊婦健康診査支援基金事業補助金(補助率1/2以内)の平成21～22年度の2年間の補助事業とし、平成23年度、24年度にそれぞれ1年間、延長実施されました。平成25年度からは14回の健診すべてが一般財源化され、安定的に実施できるようになりました。

②－ 2 妊婦健康診査等実施状況

(単位：人)

		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
平成29年度	受診者数	1,225	1,229	1,172	1,206	1,087	1,128	929	718	466	9,160
		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
平成30年度	受診者数	1,107	1,137	1,104	1,124	1,004	1,034	852	650	416	8,428
		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
平成元年度	受診者数	1,075	1,137	1,046	1,129	987	1,046	829	615	395	8,259
		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
令和2年度	受診者数	1,131	1,201	1,140	1,180	1,033	1,110	923	666	380	8,764
		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計
令和3年度	受診者数	1,110	1,097	1,037	1,074	955	1,043	807	600	405	8,128
		9-1回目	9-2回目	9-3回目	9-4回目	9-5回目	9-6回目	9-7回目	9-8回目	9-9回目	合計

資料：国保連合会資料

③産婦健康診査実施状況

宜野湾市産婦健康診査実施要綱
母子保健衛生費国庫補助金（国1/2）

(年度末 単位：人)

受診者数	令和3年度
1回目	1,019
2回目	

(4) 乳幼児健康診査の状況（母子保健法第12条、第13条）

①乳児一般健康診査の状況

乳児期の疾病等を早期に発見し、適切な措置を講じて、乳児の保健管理の向上を図ることを目的としています。生後3～5か月（前期）と9～11か月（後期）の1歳までに2回の健診を受けます。

(各年度末 単位：人・%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	2,442	2,399	2,094	2,464	2,343
受診者数	2,219	2,168	1,915	2,094	2,040
受診率	90.9%	90.4%	91.5%	85.0%	87.1%
有所見者数	550	519	343	450	510
有所見率	24.8%	23.9%	17.9%	21.5%	25.0%

②1歳6か月児健康診査の状況

幼児期初期で歩行や言語等の運動機能・精神発達・むし歯等の異常を早期に発見し適切な措置を講じることにより、幼児の保健管理の向上を図ることを目的として年間31回開催しています。

(各年度末 単位：人・%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	1,303	1,180	1,183	1,091	1,192
受診者数	1,162	1,074	1,052	948	1,004
受診率	89.2%	91.0%	88.9%	86.9%	84.2%
有所見者数	310	259	214	191	281
有所見率	26.7%	24.1%	20.3%	20.1%	28.0%

③3歳児健康診査の状況

発育状態・栄養状態及び精神発達等の検査、諸習癖の相談指導、予防接種実施の確認等、多角的な健診を行い、心身の異常を早期に発見し、適切な措置を講じ幼児の保健管理の向上を図ることを目的としています。年間30回開催しています。

(各年度末 単位：人・%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	1,199	1,150	1,166	1,052	1,216
受診者数	1,033	1,019	999	855	961
受診率	86.2%	88.6%	85.7%	81.3%	79.0%
有所見者数	208	176	155	170	182
有所見率	20.1%	17.3%	15.5%	19.9%	18.9%

④歯科検診

乳歯が生えそろう、むし歯の初発する時期に、歯磨きの仕方・おやつ・飲み物の与え方等子供のむし歯予防、衛生指導を行っています。市では1歳6か月児健康診査時、3歳児健康診査時、2歳児歯科検診と乳児健診後期にみがきスタートも実施しています。

(ア) 1歳6か月児健康診査（歯科）

(単位：人・％・本)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	1,303	1,180	1,183	1,091	1,192
受診者数	1,158	1,072	1,050	947	1,003
受診率	88.9%	90.8%	88.8%	86.8%	84.1%
う蝕有病者数	30	13	25	13	19
(率)	2.6%	1.2%	2.4%	1.4%	1.9%
1人平均むし歯数	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1

※小児保健協会による集計データ

(イ) 3歳児健康診査（歯科）

(単位：人・％・本)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	1,199	1,150	1,166	1,052	1,216
受診者数	1,030	1,014	999	846	958
受診率	85.9%	88.2%	85.7%	80.4%	78.8%
う蝕有病者数	219	204	163	122	162
(率)	21.3%	20.1%	16.3%	14.4%	16.9%
1人平均むし歯数	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5

※小児保健協会による集計データ

(ウ) 2歳児歯科検診

(単位：人・％・本)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	1,208	1,215	1,089	167	859
受診者数	784	803	737	105	484
受診率	64.9%	66.1%	67.7%	62.9%	56.3%
う蝕有病者数	46	47	44	5	18
(率)	5.9%	5.9%	6.0%	4.8%	3.7%
1人平均むし歯数	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1

(エ) 令和2年度3歳児検診（歯科）受診者における2歳児歯科検診の受診状況

2歳児歯科検診受診者のほうが3歳児健診においてう蝕（むし歯）有病率が低い。

(単位：人・％・本)

	受診者数	う蝕（むし歯）有病者		1人平均むし歯数
		数	率	
3歳児健康診査受診者総数	958	163	17.0%	0.5
2歳児歯科検診受診	有	114	14.9%	0.6
	無	844	17.3%	0.5

(5) 発達相談実施状況

平成29年度より言語相談も実施しています。(各年度末 単位：回・人)

発達相談		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数		84	68	73	53	70
相談者	実人数	114	78	84	51	69
	延人数	149	87	91	53	70
相談のきっかけ	1歳半健診	27	10	10	5	17
	3歳児健診	35	21	26	13	11
	来所・電話	31	27	29	23	29
	保健事業より	13	13	18	9	8
	関係機関の紹介	8	7	1	1	1
	その他	0	0	0	0	3
相談結果	助言し終了	6	0	10	1	20
	経観後終了	11	6	2	0	0
	要経過観察	43	41	30	27	8
	のびっこ紹介	5	2	7	2	10
	加配保育	12	6	1	0	0
	巡回相談	0	0	7	1	9
	教育員会	3	7	2	1	0
	医療機関紹介	10	7	11	5	4
	療育	17	9	10	13	16
	他機関	2	0	4	1	2

言語相談	年度	令和29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	開催数	11	20	23	20	28
	実人数	14	25	30	17	18
	延人数	22	40	45	23	28

(6) 各種健康教室（母子保健法第3条、第9条、発達障害者支援法第5条）

保健上の問題に対する健康教育だけでなく、情報や悩み等を共有することで、お互いに支えあえる仲間づくりも目的にしています。

(各年度末 単位：人・%)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
このとおり 倶楽部 (両親学級)	対象者	518	464	423	463	450
	参加実人数	91	70	55	93	77
	参加率	18%	15%	13%	20%	17%
コアラ倶楽部 (前期育児学級)	対象者	557	484			
	参加実人数	196	95			
	参加率	35%	20%			
マンマン教室 (離乳食教室)	対象者	570	469	411	484	502
	参加実人数	215	187	159	84	98
	参加率	38%	40%	39%	17%	20%
思春期ふれあい抱っこ体験学習	事前学習	999	864	929	594	811
	抱っこ体験	137	122			
のびっこ 親子教室	実人数	51	39	34	16	16
	延人数	88	62	53	26	21
未熟児学級	対象者	135	124	385	0	0
	参加実人数	20	21	21	0	0
	参加率	15%	17%	5%	0%	0%

※H29, 30年度は未熟児学級の対象に双子も加えました。R元年度、業務見直しにより両親学級を1クール5回6クールから1クール3回3クールへ縮小し、育児学級を中止しました。

(7) 母子健康相談（ふたば健康相談室）（母子保健法第9条）

妊娠出産から子育て、思春期にいたるまでのさまざまな相談に保健師・助産師・栄養士が個別に対応することで育児不安などを解消することを目的とし、毎月第1・第3火曜日の午前中実施しています。

継続的に利用する方も多く、月齢や年齢に応じた心配や不安を解消する場となっています。

（各年度末 単位：人）

		平成29年度	平成30年度	平成元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数		23	20	24	19	23
種別	妊婦	2	0	0	2	2
	産婦	94	50	60	97	37
	乳児	150	102	192	177	285
	幼児	25	16	43	34	50
	思春期	0	0	0	0	0
	その他	0	0	6	8	0
合計		271	168	301	318	374

(8) 妊産婦・新生児訪問指導事業(母子保健法第10条、第11条)

保健指導を受けることが必要、または訪問希望のある妊産婦・新生児に対して、不安を解消し、必要時には病院受診へとつなげることを目的としています。助産師が訪問し、妊娠・出産・育児等に関し必要な指導を実施します。

（各年度末 単位：人）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
妊婦	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0
新生児及び産婦	123	123	129	129	188	190	109	111	202	205
乳児及び産婦	111	114	108	109	129	135	95	105	117	119

(9) 未熟児養育医療給付事業(母子保健法第20条)

財源（国：1/2 県1/4）

出生時体重が2000g以下または生活力が特に薄弱なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担する制度です。世帯の所得に応じて一部自己負担金があります。県より権限移譲を受け、平成25年4月より市で実施しています。

（各年度末 単位：人・円）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診券交付人数		30	35	32	33	27
給付	人数	38	38	35	30	41
	金額	8,728,044	9,661,019	7,760,478	8,680,876	10,782,501

(10) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

児童福祉法第21条の10の2 財源（国1/3・県3/1・市1/3）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握を行います。そして、子育てに関する助言や情報提供を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることで、育児家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全な育成環境の確保を目的に実施しています。

（各年度末 単位：件・％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象家庭数	1,153	1,090	1,086	1,113	1,011
訪問家庭数	939	956	1,014	991	901
訪問率	81%	88%	93%	89%	89%

訪問支援者

母子保健推進員、保健師、助産師等

この訪問事業は、第二種社会福祉事業届出後の平成21年度より開始しています。

平成29年度より、県等に報告する条件で算出した数値となっています。

(11) 母子保健推進員設置状況

宜野湾市母子保健推進員設置要綱

母子保健推進員は、市長の委嘱を受け、乳幼児健診の受診勧奨や各種健診・教室等への協力、母子保健に関する啓蒙啓発のための活動等を行っています。

（各年度末 単位：人）

自治会	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 野嵩1区	2	2	2	2	2
2 野嵩2区	1	1	1	1	1
3 野嵩3区	1	1	1	1	1
4 普天間1区	1	1	1	1	1
5 普天間2区	1	0	0	0	0
6 普天間3区	1	1	1	1	1
7 新城区	1	1	1	1	1
8 喜友名区	1	1	1	1	1
9 伊佐区	2	1	2	2	1
10 大山区	3	2	2	2	2
11 真志喜区	2	1	2	2	2
12 宇地泊区	2	2	2	2	2
13 大謝名区 大謝名団地	1	1	1	1	1
14 上大謝名	1	1	1	1	1
15 嘉数区	1	1	1	1	1
16 嘉数ハイツ	1	1	0	0	0
17 真栄原区	3	2	3	3	3
18 我如古区	2	2	2	2	2
19 宜野湾区	2	3	2	2	1
20 長田区	2	2	3	3	2
21 愛知区	2	2	2	2	1
22 中原区	2	1	2	2	2
合計	35	30	33	33	29

(12) 子育て世代包括支援センター

宜野湾市利用者支援事業実施要綱

宜野湾市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

子ども・子育て支援交付金（国1/3・県1/3）

平成29年からスタートした利用者支援事業（母子保健型）は、令和3年4月1日より子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施しています。

（各年度末 単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
妊娠届出時面接数（*）	1,249	1,134	1,232	1,223	1,098
支援プラン（実人数）					29
支援プラン（延べ数）					60

担当者 保健師、看護師

平成29年6月より専任の保健師を配置しています。

*令和3年4月から子育て世代包括支援センターとして、妊娠届出時面接は「セルフプラン」として支援を行い、必要に応じて「支援プラン」による継続支援をスタートさせています。

(13) 新生児子育て応援給付金事業(令和2年度単年度事業)

宜野湾市新生児子育て応援給付金事業実施要綱

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年度4月から実施された特別定額給付金事業の対象とならない新生児の出産養育にかかる費用等の経済的な援助を行い、子育て世帯への支援を図るために、対象者一人あたり10万円給付する事業を実施しました。

申請期間：令和2年10月12日から令和3年5月31日まで。

対象者：令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、出生後最初の住民登録が本市であり、申請日に住民である者。

（各年度末 単位：人・円）

	令和2年度（3月末現在）	令和3年度（6月末現在）	合計
対象者数	1,107	5	1,112
申請者数	1,010	102	1,112
給付者数	979	133	1,112
給付額	97,900,000	13,300,000	111,200,000

（令和2年度歳出予算を令和3年度に繰越し執行）

(14) 産後ケア事業

宜野湾市産後ケア事業実施要綱

母子保健衛生費国庫補助金（国1/2）

令和3年度より、産後家族等からの必要な支援が受けられない産婦、乳児に対し、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう宿泊、デイサービス、訪問による支援を行います。

（年度末 単位：人）

	令和3年度
利用者数	25
利用延べ数	60

7. 予防接種事業

予防接種事業は、予防接種法第5条第1項及び宜野湾市任意予防接種実施要綱に基づき、伝染のおそれがある下記の疾病の発生及びまん延を予防する為に予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として実施しています。

◆法律の定めるところにより予防接種を行う疾病 ——— 予防接種法（昭和23年法律第68号）

【A類疾病】目的：発生及びまん延を予防すること

1. ジフテリア 2. 百日せき 3. 急性灰白髄炎 4. 麻しん 5. 風しん 6. 日本脳炎 7. 破傷風
8. 結核 9. Hib感染症 10. 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。） 11. ヒトパピローマウイルス感染症 12. 水痘 13. B型肝炎 14. ロタウイルス感染症 15. その他発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

【B類疾病】目的：個人の発病及び重症化を防止し、そのまん延の予防に資すること

1. インフルエンザ 2. 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）

◆法定外（任意）予防接種の対象となる疾病 ——— 宜野湾市任意予防接種実施要綱（市単独事業）

おたふくかぜ

平成24年3月より市が行政措置としての予防接種（以下「任意予防接種」という。）を開始しました。

予防接種名	対象年齢	接種回数	実施方法
不活化ポリオ (急性灰白髄炎)	・生後3か月から7歳6か月の前日まで	4回	個別接種
BCG（結核）	・1歳誕生日の前日まで	1回	
DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風) DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	・生後3か月から7歳6か月の前日まで	4回	
DT(ジフテリア・破傷風) ※平成28年4月に集団接種から個別接種へと移行	・11歳以上13歳未満の方（標準年齢：小学校6年生）	1回	
日本脳炎	・生後6か月から7歳6か月の前日まで（1期） ・9歳以上13歳未満の方（2期） ・H7年4月2日からH19年4月1日生まれで20歳未満の方 ・H19年4月2日からH21年10月1日生まれで13歳未満の方	3回 1回 4回 4回	
麻しん風しん（MR）	・1歳から2歳誕生日の前日まで（1期） ・小学校入学前の1年間にある子（2期）	1回 1回	
水痘（みずぼうそう） ※平成26年10月1日より任意接種から定期接種	・生後12か月から36か月の前日まで	2回	
ヒブ	・生後2か月から5歳未満の方 （接種回数は開始月齢により異なる）	1～4回	
小児の肺炎球菌	・生後2か月から5歳未満の方 （接種回数は開始月齢により異なる）	1～4回	
子宮頸がん（HPV）予防ワクチン	小学6年生から高校1年生相当年齢の女子 H9年4月2日からH17年4月1日生まれの女子（キャッチアップ対象者※1） 接種可能期間：R4年4月1日からR7年3月末	3回 最大3回	
インフルエンザ	・65歳以上 ・60歳以上65歳未満のハイリスク者	毎年1回	
高齢者の肺炎球菌	・65歳の者及び経過措置として65歳から5歳毎の者 ・60歳以上65歳未満のハイリスク者 （過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1度でも接種したことがある者は除く）	1回	
B型肝炎 ※平成28年10月1日より定期接種	・生後2か月から1歳誕生日前日まで	3回	
ロタウイルス ※令和2年10月1日より定期接種	・ロタリックス（1価）生後6週～24週 ・ロタテック（5価）生後6週～32週	2回 3回	
任意 おたふくかぜ	・生後12か月から24か月未満の方（1歳児）	1回	

※1 HPVワクチンの積極的接種勧奨が差し控えられていた期間に、定期接種の対象であり、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方。

【定期接種実施状況】

各年度末（単位：延べ人数・％）

予防接種名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
不活化ポリオ （※1）	対象者	344	152	—	—	—
	接種者	102	47	3	1	2
	接種率	29.7	30.9	—	—	—
B C G	対象者	1,363	1,172	1,133	1,148	1,152
	接種者	1,159	1,149	1,100	1,137	1,085
	接種率	85.0	98.0	97.1	99.0	94.2
DPT（3種混合） （※1）	対象者	—	—	—	—	—
	接種者	0	1	0	1	0
	接種率	—	—	—	—	—
DPT-IPV （4種混合）	対象者	5,308	5,070	4,608	4,595	4,939
	接種者	4,822	4,646	4,643	4,598	4,439
	接種率	90.8	91.6	100.8	100.1	89.9
D T	対象者	1,059	2,384	1,161	1,186	1,223
	接種者	724	990	909	852	787
	接種率	68.4	41.5	78.3	71.8	64.3
日本脳炎（※4）	対象者	8,361	6,183	5,642	5,558	3,805
	接種者	4,370	4,788	5,064	4,681	2,759
	接種率	52.3	77.4	89.8	84.2	72.5
麻しん風しんMR1期	対象者	1,179	1,274	1,195	1,104	1,164
	接種者	1,153	1,137	1,175	1,091	1,071
	接種率	97.8	89.2	98.3	98.8	92.0
麻しん風しんMR2期	対象者	1,165	1,165	1,171	1,171	1,166
	接種者	1,094	1,064	1,077	1,066	1,033
	接種率	93.9	91.3	92.0	91.0	88.6
ヒ ブ	対象者	4,957	4,709	4,601	4,644	4,524
	接種者	4,816	4,658	4,382	4,680	4,392
	接種率	97.2	98.9	95.2	100.8	97.1
小児の肺炎球菌	対象者	5,023	4,713	4,601	4,644	4,524
	接種者	4,832	4,697	4,545	4,586	4,394
	接種率	96.2	99.7	98.8	98.8	97.1
水痘 （みずぼうそう）	対象者	2,297	2,202	2,303	2,195	2,272
	接種者	2,210	2,227	2,142	2,142	1,994
	接種率	96.2	101.1	93.0	97.6	87.8
B型肝炎	対象者	3,586	3,589	3,474	3,531	3,393
	接種者	3,528	3,381	3,265	3,400	3,227
	接種率	98.4	94.2	94.0	96.3	95.1
子宮頸がん予防ワクチン （※2）	対象者	—	—	—	—	—
	接種者	0	4	5	34	296
	接種率	—	—	—	—	—
高齢者の肺炎球菌	対象者	4,131	4,228	2,999	3,153	3,240
	接種者	1,172	1,473	679	884	705
	接種率	28.4	34.8	22.6	28.0	21.8
インフルエンザ	対象者	18,185	18,907	19,270	19,822	20,452
	接種者	9,335	9,717	10,086	12,037	10,372
	接種率	51.3	51.4	52.3	60.7	50.7
ロタウイルス （※3）	対象者	—	—	—	1,431	2,604
	接種者	—	—	—	1,036	2,409
	接種率	—	—	—	72.4	92.5

※1 平成24年11月1日からDPT（3種混合）がDPT-IPV（4種混合）へ変更となり、現在不活化ポリオ及びDPTの個別通知は行っていません。

しかし、変更後も1回目の接種をDPTで行った方は、これまでのワクチンを接種することとなっているため、引き続き不活化ポリオ及びDPT接種者の実績があります。

※2 子宮頸がん予防ワクチンにおいては、平成25年6月14日付厚生労働省の副反応症例に伴い、積極的接種勧奨の差控えがあり令和3年度まで個別通知は行っていません。

※3 ロタウイルス予防接種は、令和2年10月1日より定期接種を開始しました。令和2年度は10月からの定期接種の数値となっています。また、対象者は接種するワクチンによって回数（2回又は3回）が異なるため、対象者を接種割合で算出しています。

※4 日本脳炎については、令和3年に一部のワクチンが製造停止となり、供給量の減少があったため、令和3年度は通知対象者を1期2回接種対象者及び特例対象者へ優先的に通知しております。

【接種率の算出方法について（ $B/A \times 100$ ）】※令和元年度より算出方法の見直し

A：対象者数は通知発送数（MR1期・2期は国へ報告した値）

B：接種者数は定期接種者数（任意接種・他市町村での接種者は除く）

【予防接種法の法改正の経過について】

(ポリオ)

生ポリオワクチンは、平成24年9月1日より不活化ポリオワクチンへ変更になり、平成25年度以降の実績はありません。

(DPT-IPV (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオの4種混合))

法律改正により、平成24年11月1日からDPT (3種混合) がDPT-IPV (4種混合) へ変更となりました。

(DT)

DTの予防接種は、平成28年度に集団接種から個別接種へと移行しました。

(日本脳炎)

日本脳炎予防接種については、ワクチンの副反応症例に伴い、平成17年5月30日付厚生労働省から積極的勧奨 (個別通知) の差控えがありました。平成22年度から順次接種が再開され、平成17年度から平成21年度の間には予防接種の機会を逃した方 (H7.4.2~H19.4.1生まれ) も、20歳未満までに定期接種として接種することができるようになりました。平成28年度より9歳及び18歳に達する者に対し2期接種の積極的勧奨を行っています。

(麻しん風しん)

平成20年度から平成24年度までの5年間の期限で、麻しん風しん (MR) 3期及び4期を実施していました。平成25年度以降3期及び4期の実績はありません。

(ヒブ・小児の肺炎球菌・子宮頸がん)

ヒブ・小児の肺炎球菌・子宮頸がんにおいては、平成23年度及び平成24年度は県のワクチン接種緊急促進基金を活用し、公費で接種できる任意予防接種として実施しておりました。平成25年度から法律改正により定期接種として実施しております。

子宮頸がん予防 (HPV) ワクチンにおいては、平成25年6月14日付厚生労働省の副反応症例に伴い、積極的な接種勧奨 (個別通知) の差控えがあり、それ以降個別通知をおこなっておりませんでした。しかし、その後HPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められ、令和4年度より積極的な接種勧奨が再開されることとなりました。

(水痘)

水痘については、平成26年10月1日より定期接種となりました。

(B型肝炎)

B型肝炎については、平成28年10月1日より定期接種となりました。

(ロタウイルス)

ロタウイルスについては、令和2年10月1日より定期接種となりました。

(高齢者の肺炎球菌)

高齢者の肺炎球菌は、平成23年度から後期高齢者医療制度の健康増進事業で実施されていましたが、平成26年10月1日から予防接種法施行令の一部改正に伴い、65歳の者を対象に定期接種となりました。また、同年10月時点で66歳以上だった者の接種機会を確保するため、平成30年度まで経過措置が設けられていましたが、令和元年度さらに令和5年度末までの5年間に措置期間が再延長されました。なお、措置経過の対象は各年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える者となります。

(風しん (第5期))

風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、風しん抗体検査・予防接種を公費で受けることができます。

(令和元年度から令和3年度までの時限措置を令和6年度まで延長)

○成人男性風しん抗体検査・予防接種事業（国における風しんの追加的対策）

各年度末（単位：人・％）

予防接種名 成人男性風しん	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	抗体検査	予防接種	抗体検査	予防接種	抗体検査	予防接種
対象者	5,322	166	6,665	199	10,147	89
受検（接種）者	749	147	811	197	444	91
受検（接種）率	14.1%	88.6%	12.2%	99.0%	4.4%	102.2%

抗体検査：国補助1/2

期間：令和元年度～令和3年度までの時限措置を令和6年度まで延長

概要：

風しんの予防接種は予防接種法に基づき公的に行われていますが、以前に公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の方については抗体保有率が他の世代に比べ低いことから、無料クーポン券を利用して抗体検査を受けることができます。また抗体検査の結果、十分な量の抗体がない（免疫がない）方は、定期接種の対象として無料で麻しん風しん混合（MR）ワクチンの接種を受けることができます。

発送対象者：

【令和元年度】昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性と、それ以外の対象者で検査を希望される方へクーポン券発送。

【令和2年度】前年度未発送の世代（昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性）へクーポン券発送。

【令和3年度】対象者で抗体検査未受検者へ通知。

※令和2年度・3年度の受検（接種）者については、令和元年度以降にクーポンを発送した対象者が含まれています。

【任意予防接種実施状況】

○任意おたふくかぜ予防接種

各年度末（単位：人・％）

予防接種名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		対象者数	1,179	1,251	1,216	1,178
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	接種者数	1,091	1,114	1,091	1,043	951
	接種率	92.5%	89.0%	89.7%	88.5%	79.2%

平成23年度より、任意予防接種のうち感染力の高いおたふくかぜ・水痘の予防接種を希望する方は公費で接種できるようになりました。そのうち、水痘に関しては平成26年10月より定期接種化されております。子ども達の健康を守ることを第一義的な目的に掲げ、保護者の看護負担軽減と医療費の抑制のため、ワクチン接種に要する費用の助成を実施しています。

8. 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要があります。

予防接種法改正（令和2年12月9日施行）により、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により市町村において新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施しております。

（1）接種種類・対象者

①初回接種（1、2回目）

対象者は、宜野湾市に住民票を有する方で、接種日現在12歳以上の方です。接種間隔は3～4週間以上空ける必要があります。使用ワクチンは、ファイザー社製、武田/モデルナ社製、アストラゼネカ社製のいずれかになります。

②追加接種（3回目）

対象者は、宜野湾市に住民票を有する方で、初回接種完了から6か月以上経過している接種日現在12歳以上の方です。使用ワクチンは、ファイザー社製、武田/モデルナ社製（18歳以上使用可）のどちらかになります。

③小児接種

宜野湾市に住民票を有する方で、接種日現在5歳以上11歳以下の方です。接種間隔は3週間以上空ける必要があります。使用ワクチンは、ファイザー社製（小児用）となります。5歳以上11歳以下の方は、努力義務対象外となっております。

（2）予防接種区分

- ・ 宜野湾市総人口：100,073人（宜野湾市人口統計（令和4年4月）より抽出）
- ・ 宜野湾市12歳以上人口：86,336人（宜野湾市人口統計（令和4年4月）より抽出）

（単位：人）

区分	備考	対象者数
医療従事者	総人口3%	3,002
高齢者（65歳以上）	宜野湾市人口（令和4年4月）より抽出	20,260
高齢者施設の従事者	総人口1.6%	1,601
基礎疾患を有する者	総人口8.2%（20～64歳の場合）	8,206
12歳以上64歳以下	宜野湾市人口（令和4年4月）より抽出	66,076
5歳以上11歳以下	宜野湾市人口（令和4年4月）より抽出	8,206

（3）ワクチン接種数・接種率（令和4年4月現在）

（単位：人・%）

	65歳以上	64歳～12歳	11歳～5歳	合計
1回目接種 （5歳以上）	17,778 (88.0)	48,449 (73.3)	275 (3.9)	66,502 (71.1)
2回目接種 （5歳以上）	17,699 (87.6)	47,837 (72.4)	54 (0.8)	65,590 (70.1)
3回目接種 （12歳以上）	15,385 (76.1)	14,929 (22.6)	-	30,314 (35.0)

8. 地域保健の現状と今後の展望

本市は、昭和39年に他市町村に先駆けて「健康都市」を宣言し、昭和61年には、行政、医師会及び住民の代表などの構成員となる「宜野湾市健康づくり推進協議会」を立ち上げ、母子保健、成人保健及び予防接種など市民一人ひとりにあった健康づくり事業を実施してきました。

また、平成25年度には市民の健康づくりの指針となるべき「健康ぎのわん21（第2次）」と「宜野湾市食育推進計画」を策定し、市民が健康で幸せな生活を営めるよう、多方面から健康づくりを推進しています。

（1）感染症予防対策

予防接種事業においては、集団で行ってきた予防接種を平成7年度より順次個別接種へ移行し、平成14年度には予防接種の費用を無料化にすることにより、接種率の向上に努めました。

予防接種の種類が増え、予防接種の方法も変化していく中、今後とも医療機関との連携を密にするとともに、市民に対しては予防接種の意義について理解を深めるよう広報に努め、更なる接種率の向上を目指します。

また、市民の感染防止・発症予防に努め、市民の健康管理の向上を図ることを目的に、平成29年度より防衛省の補助金である「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を活用し、予防接種事業の安定的な実施を図っております。

その他感染症対策として、新感染症が発生した場合に、住民の生命と健康を守り、住民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に平成25年3月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、宜野湾市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、平成26年2月13日宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しました。令和2年3月には「新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画）」を策定し、新感染症が発生した際に、住民の生命と健康を守り、住民生活に必要な行政サービスを継続して提供できるよう取り組んでいきます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、緊急事態宣言時には市新型コロナウイルス対策本部を設置し、市の対策方針の決定等を行い、感染症対策の強化を図っていきます。

今後とも国、県、関係機関等との連携を図りつつ情報収集に努め、新型インフルエンザ等対策にも取り組んでいきます。

（2）成人期以降の健康増進

①健康づくり事業

医療技術の進歩や保健衛生及び生活水準の向上等により、平均寿命が長くなる一方、食生活の欧米化がすすみ、車社会の普及や利便性の向上により生活が豊かになり、それに伴う栄養過多・身体活動の低下などで肥満や生活習慣病が増加している現状にあります。

本市では、子供から高齢者までライフステージに合わせた健康づくりと食育を実践し、諸施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、平成25年度に「健康ぎのわん21（第2次）」「宜野湾市食育推進計画」を策定し平成30年度に中間評価を行い取組を進めています。

健康づくり事業としては、健康教室を継続的に実施すると共に、オリジナル健康体操の普及事業、おやこの食育事業、男性料理教室など、食生活改善推進員による食育事業も実施しています。健康教室に関しては、健診指導係と連携しながら対象者の選定や、市の課題に基づいた肥満の改善等を重視した教室や、市民の希望に応じた「出前講座」を実施しています。また、行政と地域のパイプ役である、食生活改善推進員及び健康づくり推進員の養成講座を定期的で開催し、終了後も、継続的な活動ができるよう育成に努めており、連携しながら効果的な事業を実施してまいります。そのほか、市民の健康意識を高めるために、健康に関する啓発活動・SNS等を活用した情報発信強化に努めています。

今後とも、「健康ぎのわん21（第2次）計画」及び「食育推進計画」の目標達成に向け関係各課と連携を図りながら計画推進に取り組んでいきます。

②沖縄健康医療拠点健康まちづくり推進事業

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）は平成27年3月末に返還され、琉球大学医学部及び大学病院を移設し、沖縄の医療体制の中核となる医療拠点整備に向けて取り組んでいます。琉球大学医学部および大学病院の移設を機に連携し、市内で実証事業等を行い、西普天間住宅地区を核とした全市民参加型の健康まちづくりを推進します。市民が自発的に健康づくりを継続できるような支援等から、市民自らが健康意識を変え、健康への行動変容を促すことを目的に施策の構築を検討致します。実証事業の期間は、令和4年度から令和7年度まで予定しており、効果検証や改善を行いながら具体的な施策を構築し、西普天間住宅地区をウォークアブルな街へ整備することで「（仮）ぎのわん健康モデル」としての確立に向けて取り組んでまいります。

②健康診査（特定健診・がん検診など）及び健康相談（特定保健指導など）

将来の医療費の伸びを抑え国民皆保険制度を維持可能なものにするためには、肥満の解決と生活習慣病重症化予防対策が重要といえます。

平成20年度から医療制度改革の一環として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられました。本市では、データ分析により国保加入者の健康課題に合わせて効果的かつ効率的に保健事業を実施するため、「第3期特定健診等実施計画」を複合した「第2期データヘルス計画」を策定し、令和2年度の間評価により保健事業の見直しを行いました。

特定健診後の特定保健指導や糖尿病など生活習慣病の重症化を予防するためにも、健診受診率向上が大きな課題ではありますが、令和2年度の特定健診受診率は30.4%と、県内で下位が続いている状況です。市民が受診しやすい環境を整えるため、県内医療機関での受診をはじめ、市役所や保健相談センター、市立体育館や公民館等を活用した集団健診を実施しています。市民への周知方法の一つに、自治会からの健診情報発信や受診勧奨、国保人口の最も多い真栄原自治会をモデル地区とし、自治会と連携した受診勧奨を継続して実施しています。また、令和元年度よりAI分析を活用した受診勧奨個別通知を発送し、受診率向上に向けて取り組んでいます。

令和4年度より、国民健康保険加入者40歳～74歳を対象に、特定健診受診者に対し商品券3,000円分を交付する事業を開始し、健診受診率40%を目指して取り組みます。

本市が実施するがん検診は胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの5種類の検診を実施しており、国の指針を参考として令和4年度より対象者の見直しを行い、がん検診精度管理強化に努めています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各がんともに検診受診率が低下しており、令和3年度は回復傾向ですが、健診受診控えが続いている状況が伺えるため、引き続きがん検診普及に努めていきます。

（3）母子保健の充実・強化

本市においては、「健康ぎのわん21」や「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」等に沿って母子保健事業を展開しており、乳幼児健診、両親学級、訪問指導、離乳食実習、母子健康相談、健診事後教室、発達及び言語相談、思春期保健学習を実施しています。

「子育て応援本ばけっと」を毎年発刊し、また上記各種教室のテキスト本を保健師や栄養士の視点を踏まえ作成し、活用しています。今後も各教室に参加する方々へ子育て等に関する情報の場を提供し、得られた知識等が活かせるよう努めていきます。

健康診査事業においては、乳児一般健康診査（前期・後期）、一歳六か月児健康診査、二歳児歯科検診、三歳児健康診査、妊婦健康診査の健康診査事業を実施しています。国や県と比較すると受診率が低いため、受診率向上の取り組みとして、三歳児健康診査の再通知に加え、平成30年度から一歳六か月児健康診査でも再通知を開始しました。

妊婦健康診査においては、平成21年度より国の補助を得て、これまで公費負担5回だった健康診査回数が9回拡充され、14回受診することが可能となっています。今後も安心して妊娠・出産ができるよう努めていきます。

平成25年度に、県からの権限移譲により未熟児養育医療給付事業も実施し、保健師による、訪問等や未熟児学級の開催も行っています。

また、平成26年度より育児支援として、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施しております。平成29年6月より、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制構築を目的に利用者支援事業（母子保健型）をスタートさせました。

令和3年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、産婦健康診査1回分の公費助成も開始しました。また、産後ケア事業もスタートさせました。